

2022年2月通常会議 意見書案に対する討論

2022年3月25日

立道 秀彦

私は、ただいま議題となっております

意見書案第2号 沖縄戦戦没者及び遺族の尊厳を守る対応を求める意見書

についての反対討論、

および、

意見書案第4号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

意見書案第5号 ケア労働者の抜本的な処遇改善を求める意見書

意見書案第8号 高齢者の生活に一層の打撃を与える年金額の引き下げの中止を求める意見書

意見書案第9号 適格請求書等保存方式の実施中止を求める意見書

に賛成討論を行います。

まず、意見書案第2号についてです。

昨年11月市民から「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう、政府に求める意見書」提出を求める陳情書が大津市議会に提出されました。陳情の第1には、沖縄戦の遺骨等が混入した土砂を、あらゆる埋め立てに使用しないことがあげられています。

陳情された市民のみなさんは、各会派をまわり、この内容が盛り込まれた意見書案が提出されることを切に望んでおられました。しかし今般の意見書案には遺骨収容が完了するまでの間、土壌などが適切に保全されるための措置を講じるよう求めるという内容が盛り込まれていません。戦没者の遺骨の収集を政府が主体となって行うことを求めることは大切ですが、市民が最も重要とお考えのことが反映されておらず、本意見書案に反対するものです。

次に、意見書案第4号と意見書案5号について、関連しますので一括して討論いたします。

意見書案5号にありますように、新型コロナウイルス感染が猛威をふるう中、看護、介護、保育、障がい福祉などのケア労働に光が当てられ、重要性が再認識されています。

しかし、ケア労働は人の命と生活を守る上で欠かせない重要な労働であるにもかかわらず、日本の労働者の実質賃金はここ20年近く上がっていない状況の中で、介護職や保育士の賃金は全産業労働者の平均賃金よりも1割から2割低い状況であります。また、新型コロナウイルス感染のリスクを抱えながら医療の最前線でがんばる看護師は、夜勤がなければ平均賃金に及ばない状況にあります。このような状態により職員の離職や新たな確保ができず、慢性的な人手不足が現場の負担を増やし、医療・介護・保育を必要とする市民にも影響が出ています。

こうした状況に対して、これまでから多くのケア労働者から処遇改善、賃金アップを求める声が上がっており、解決が求められてきました。政府が「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として、ケア労働者の収入引き上げを掲げたことは、こうした声に応える点で一定評価するものです。しかし中身は、意見書にもあるように非常に低額で限られたものです。現場の労働者から「一桁ちがう」との声が上がるのも当然です。しかも保育や介護職については、国の配置基準に基づいて補助額が算定されます。基準よりも手厚く職員を配置している事業所が多くある中で、すべての職員が満額受け取れる仕組みになっていません。また引き上げの範囲は現場任せで、職場内で対象になる職種と対象にならない職種があり、職場に分断がもちこまれるとの指摘もあります。看護職員の賃上げも、救急搬送件数が年200件以

上、または三次救急を担う医療機関に限定されています。滋賀県労働組合総連合が、県内の医療、介護、保育、福祉などの事業者に行った国の処遇改善対策に関する緊急アンケートでは、回答した 101 事業所のうち 9 割が、「月 4 万円以上の賃上げが必要」と答えていることから、ケア労働者の生活改善には程遠い内容であることは明らかです。しかもこの経済対策は 9 月までとなっており、10 月以降は意見書にもあるように自治体の持ち出しや介護報酬などで手当てしなければならないことになり、利用者をはじめ市民負担に跳ね返ります。小手先の対策と言われても仕方ありません。

意見書案第 4 号の求める介護職員に対する改善はもちろん、今こそ一部の職種、職員を対象を限定せず、すべてのケア労働者の抜本的な処遇改善に本気で取り組むことが求められています。

コロナ禍で必死にがんばって命、暮らしを支えているケア労働者への感謝は、大津市議会でも多くの議員のみなさんが述べられてきました。ならば意見書案第 5 号にも賛成していただくことが、感謝の気持ちを表すことになるのではないのでしょうか。議員各位の賛同を求めます。

次に意見書案第 8 号についてです。

年金の引き下げで思い浮かぶのは、2019 年に金融庁の審議会が報告書で、公的年金の削減で“退職後 30 年間で 2,000 万円不足する”ことになるとして、国民に自助努力を求めたことでもあります。歴代自民政権は、年金額を実質削減し続ける制度改悪と運用を推進してきました。安倍政権下の 2013 年度から岸田政権下の 2022 年度までの 10 年間で、年金額は実質 6.7%も削減されることとなります。厚生労働省の試算では、今回の引き下げにより老齢基礎年金満額の場合、月 259 円の削減、老齢厚生年金の場合は、標準的な夫婦世帯で月 903 円の削減になるとしています。

今回の年金削減の理由となった現役世代の「賃金低下」は、新型コロナの影響で賃金が上がらなかったことに加え、消費税の 10%への増税で物価が上がり実質賃金が低下したことが大きく影響しています。こうした特殊な事情を考慮しないままの削減であり、健全な国民生活の維持及び向上に寄与するという公的年金制度の目的に逆行しています。

今年の 1 月 21 日に総務省が発表した 2021 年 12 月の全国消費者物価指数は、前年同月比 0.5%上昇し 4 か月連続のアップです。また日銀の 2022 年度の消費者物価の見通しは 1.1%増としており、今年 4 月からの年金 0.4%の減と合わせると実質 1.5%の減になります。いま生鮮魚介類や果物をはじめ食料品の値上げが続いています。また原油の高騰が続くガソリン、灯油などの燃料、電気代の負担増も続いており、物価上昇の流れが収まる兆しがみえません。おまけに今年 10 月からは、75 歳以上の医療費窓口負担の 2 倍化を実施する構えです。介護保険料引き上げも繰り返されています。こうした値上げラッシュのさなかに高齢者の生活実態を踏まえ、年金削減と負担増を強いることは許されません。2019 年の労働政策研究・研究機構が行った 60 代の約 2,900 人に行った調査で働く理由を聞いたところ、「経済上の理由」が 79.4%に上りました。65 歳以上の就業者数は 906 万人で 17 年連続の増加で、全就業者の 13.6%と主要国でトップとなっています。年金が少ない上に、減らされていることが背景にあることは明らかです。私も地域の高齢者から「腰や足が痛いけど、年金だけでは生活できないから働きに行っている」との声を多く聞いています。みなさんも聞かれているのではないのでしょうか。私は、長年がんばってきた高齢者にこんな思いをさせることに怒りを覚えます。

政府・与党は、新型コロナの影響が長引く中、受給額が減る年金生活者を支援する必要があるとして、一回限りで一人 5,000 円の「臨時特別給付金」を設ける方針ですが、国民からは夏の参議院選挙に向けた露骨な選挙対策ではないかという声や、与党内からも批判の声が上がっています。年金生活者の暮らしを本当に心配するならば、物価上昇の中でも年金額が減る仕組みそのものを見直すべきです。高齢者の生活に

一層の打撃を与える年金の引き下げの中止を強く求める意見書への、議員のみなさんの賛同を呼びかけるものです。

次に意見書案第9号についてです。

適格請求書等保存方式・インボイス制度は、2019年10月の消費税率10%への引き上げに伴い導入された複数税率に対応した消費税の仕入れ控除の方式として、昨年10月から適格請求書発行事業者の登録申請が始まり、2023年10月の実施に向けて準備を開始しています。物を販売した事業者は客から受け取った消費税から、仕入れにかかった消費税を差し引き納税します。その際、適格請求書「インボイス」を使って納税することが義務付けられます。

日本商工会議所が昨年11月に行った事業者に対する調査では、「制度が複雑でよくわからない」が42.4%、「複雑で事務負担に対応できない」49.2%など、現場が煩雑さや事務負担が増えることに困惑する状況が浮かびあがっています。またインボイス制度の影響は、個人タクシー、文化・芸術、シルバー人材センター、農家をはじめ、ウーバーイーツなどの宅配パートナー、電気・ガスの検針員など多岐にわたり、影響を受ける人は1,000万人前後とも言われています。これらの事業者は年間売り上げが1,000万円以下で消費税の価格転嫁が困難であったり、事務処理の体制が取れない事業者が多くいます。しかも少なくない方が、自分が消費税の納税を免除されている免税業者との自覚がないことも予想され、混乱が起こることは必至です。またシルバー人材センターについても、業務委託契約の高齢者、約70万人の会員が課税業者になることを迫られ、平均年収約44万円にかかる消費税は約4万円となり、高齢者を1カ月ただ働きさせることになることとなります。

インボイスのない仕入れでは消費税額の控除は認められず、免税業者のままでは取引からはじき出されることが想定されます。それを避けるためには課税業者になるしかなく、赤字経営になっても身銭を切って消費税を納めなくてはならなくなります。10%の消費税でジャブを受け新型コロナウイルス感染と原油、食料品の高騰でフックをくらい痛めつけられ、ダウン寸前だががんばっている事業者に、その上、インボイス制度というアッパーをくらわせ、倒産や廃業に追い込んでしまうことが強く懸念されます。

そもそもインボイスは、消費税率10%増税の打撃が薄まるのを待って実行するとしていたものです。しかし、コロナ禍で2020年度のGDP（国内総生産）は4.6%減と過去最悪となっています。

こうした事態を危惧して日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会、中小・小規模事業者など様々な団体・個人からも、制度の廃止や実施の延期を求める声が広がっています。

にもかかわらず、政府はこのまま導入を推し進める姿勢です。

市内事業者の事業継続、振興を目的とした天津市地域産業振興条例の制定に賛成された天津市議会各議員のみなさんが、新型コロナウイルス感染の影響で苦しんでいる事業者にさらなる苦しみ、負担を押し付け、倒産や廃業に追いやるインボイス制度実施の中止を国に求める意見書に賛同されることを強く呼びかけるものです。

以上で討論を終わります。